

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について
(令和6年度)

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
高知地方法務局	高知県高知市五台山、介良、仁井田、大津の各全部 高知県吾川郡いの町小野、成山の各一部
高知地方法務局 香美支局	高知県香美市香北町大井平の一部
高知地方法務局 安芸支局	高知県安芸郡芸西村馬ノ上の一部
高知地方法務局 四万十支局	高知県四万十市楠島の一部 高知県宿毛市二ノ宮の一部